

「EU域内排出量取引制度(EU-ETS)」と「都制度案」との比較

	EU域内排出量取引制度 (EU-ETS)	都制度案 ※「地球温暖化対策計画書制度」(都条例)の強化
背景・ 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> EU 27か国が一体となった統一的な炭素市場の確立をめざす。 市場機能の重視。温暖化ガスの排出が許される量(排出枠)は、エネルギー等の経営資源のひとつとして、有償で調達しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 2002(H14)年度から開始した、地球温暖化対策計画書制度を基礎に制度化 削減計画策定の義務に加え、総量削減自体の義務化を行う。 削減義務化を補完し、緩和する措置として、他者の削減量の購入やグリーン電力証書の利用を可能とする。
対象事業所	<ul style="list-style-type: none"> 発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設 約 11,500 施設 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の対象事業所(2007年12月末現在 1318社)を基礎に設定 オフィスビル、商業施設、工場等の大規模CO₂排出事業所 (約8割がオフィスビルなどの業務部門) <p style="text-align: right;">* EUの制度対象の業種とは大きく異なる。</p>
義務の設定時の 状況 (活用データ等)	<p>※第1期間(2005-2007)開始前の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制対象事業所のCO₂排出量等のデータを有していなかった <p>*データを収集する法的根拠を有しておらず、対象事業所毎の排出量データを有していなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【活用したデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> UNFCCC(国連気候変動枠組条約)に報告している燃料消費の総量から算出された全体的な統計データしかなかったため、急遽、対象事業所のボランティアな協力によって個別データの提出を依頼 </div>	<p>※都は既に、2002年度から計画書制度を運用し対象事業所のデータを把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者から提出された事業所の実態のデータ等を踏まえ設定 <p style="text-align: center;">* 都は既に対象事業所から提出されたCO₂排出量等のデータを保有</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【活用するデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業所のCO₂排出量(年間)及びエネルギー消費量(年間) 省エネ設備の設置状況、省エネ対策の実施状況 その他地球温暖化対策計画書制度の運用のなかで得られたデータ/実態及び、設備メーカーや省エネ技術の専門家等から得られた技術実態など </div>
削減義務の設定 の方法	<ul style="list-style-type: none"> 手法①:過去の排出実績等により決定する手法 (グランドファザリング) 手法②:対象事業者が必要な排出枠を有償で調達 (オークション*) <p>※オークションによる排出枠の調達割合 第1期間(2005-2007)は5%、第2期間(2008-2012)は10%へ拡大 第3期間(2013~)は大幅に拡大予定(制限を設けない予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各対象事業所の過去の「実績排出量」(複数年度の平均値)に、設定される「削減義務率*」を乗じることで算出 <p>※削減義務率の設定:2つの視点を踏まえ設定 視点①:削減対策の実施による削減余地等 (設備更新など省エネ対策の実施、再生可能エネルギーの利用) 視点②:都の温暖化ガス削減目標(2020年2000年比▲25%削減)の達成</p>
取引制度の性格	<p>【基本的な性格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「排出(許容)枠」の事前売買が可能 (実際の削減実績は問わない) <p>【対象となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の対象事業所の「排出枠」 CDMによる削減量 	<p>【基本的な性格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「実際に削減された量(削減量)」のみ取引可能 (いわば、「実需原則」に基づく売買制度) <p>【対象となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の対象事業所が義務以上に削減した量 都内中小規模事業所での削減量 グリーン電力証書 その他、一定の限定付きで都外の削減量 <p style="text-align: right;">*「排出枠」の事前売買は認めない。</p>